

議案第77号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(知事権限の委任)

第 4 条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例 (昭和29年鳥取県条例第27号) に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所長に委任する。

(1) ~ (6) 略

(7) 略

(知事権限の委任)

第 4 条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例 (昭和29年鳥取県条例第27号) に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長 (鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号) 第 3 条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。) に委任する。

(1) ~ (6) 略

(7) 第137条ただし書の規定による課税免除の承認 (証紙徴収の方法により徴収される自動車税に係るものに限る。) に関する事項

(8) 第144条の規定による申告書の受理に関する事項

(9) 略

(10) 第171条ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項

(8) 略

(9) 略

2 法第20条の4の規定によって知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収に関しては、当該地方団体

(11) 第178条第1項の規定による申告書若しくは同条第2項の規定による報告書又は第179条の規定による申告書若しくは修正申告書の受理に関する事項

(12) 法第125条第1項から第3項までの規定による自動車取得税に係る納税義務の免除、徴収の猶予又は徴収の猶予をした期間に対応する部分に係る延滞金額の免除に関する事項

(13) 法第126条第1項の規定による自動車取得税に係る納付義務の免除に関する事項

(14) 略

(15) 略

2 前項に定めるもののほか、同項第7号、第8号及び第10号から第13号までに掲げる事項については、鳥取県総合事務所設置条例第2条に規定する鳥取県東部総合事務所の総合事務所に委任する。

3 法第20条の4の規定によって知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収に関しては、当該地方団体

の徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所管する県税事務所長に委任する。

3 知事は、前2項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合には、県税事務所長に指示することができる。

4 第1項及び第2項の規定による委任に関し必要な事項は、規則で定める。

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する県税事務所において賦課徴収する。

略

2 略

(公示送達)

の徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所管する総合事務所長に委任する。

4 知事は、前3項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合には、総合事務所長に指示することができる。

5 第1項から第3項までの規定による委任に関し必要な事項は、規則で定める。

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。

略

2 略

(公示送達)

第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を所管する
県税事務所の掲示場に規則で定める公示送達書を掲示して行うものとする。

(納税管理人の申告等)

第14条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉦区税若しくは産業廃棄物処分場税の納税義務者又はゴルフ場利用税若しくは産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者(以下この条及び次条において「納税義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する県税事務所の管内(以下この項において「管内」という。)に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住

第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を所管する
総合事務所(鳥取県総合事務所設置条例第1条の規定により設置された総合事務所をいう。次条において同じ。)の掲示場に規則で定める公示送達書を掲示して行うものとする。

(納税管理人の申告等)

第14条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉦区税若しくは産業廃棄物処分場税の納税義務者又はゴルフ場利用税若しくは産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者(以下この条及び次条において「納税義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する総合事務所の管内(以下この項において「管内」という。)に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住

所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 略

(申告書、届出書等の提出)

第19条 法、施行令、総務省令又はこの条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類の提出は、課税地を所管する県税事務所長を経由してしなければならない。

(個人の事業税の納期)

第65条 個人が行う事業に対する事業税の納期は、次のとおりとする。ただし、年の中途において事業を廃止した場合又は特別の事情がある場合における事業に対する事業税の納期は、知事が定め

所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 略

(申告書、届出書等の提出)

第19条 法、施行令、総務省令又はこの条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類の提出は、課税地を所管する総合事務所長を経由してしなければならない。

(個人の事業税の納期)

第65条 個人が行う事業に対する事業税の納期は、次のとおりとする。ただし、年の中途において事業を廃止した場合又は特別の事情がある場合における事業に対する事業税の納期は、知事が定め

て納税通知書に記載したところによる。

(1) 第1期 8月1日から同月31日まで

(2) 第2期 11月1日から同月30日まで

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2・3 略

4 法附則第11条第13項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第13項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

て納税通知書に記載したところによる。

(1) 第1期 8月20日から同月31日まで

(2) 第2期 11月20日から同月30日まで

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2・3 略

4 法附則第11条第14項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第14項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第10項又は第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第13項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第10項又は第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第14項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動

車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第13項に規定する自立訓練を行う事業

イ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業

ウ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業

エ 障害者総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する自立訓練を行う事業

イ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業

ウ 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業

エ 障害者自立支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)

ア・イ 略

ウ 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る事業

エ 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業

オ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る事業

カ~ク 略

(8)~(11) 略

(狩猟税の税率の特例)

第208条の2 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当す

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)

ア・イ 略

ウ 障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る事業

エ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業

オ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る事業

カ~ク 略

(8)~(11) 略

(狩猟税の税率の特例)

第208条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当す

るものに係る狩猟税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1)・(2) 略

るものに係る狩猟税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1)・(2) 略

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 法第37条の2第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、<u>同号に規定する寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金とする。</u></p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 法第37条の2第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、<u>県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人等(租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。)</u>に対する寄附金とする。</p>

(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄

附金（学校の入学に関してするものを除く。）

(2) 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規

定により知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財

産とするために支出した金銭

（地方消費税の税率）

第72条 地方消費税の税率は、63分の17とする。

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

（地方消費税の税率）

第72条 地方消費税の税率は、100分の25とする。

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第12項に規定する自立訓練を行う事業

イ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業

ウ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業

エ 障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア～エ 略

オ 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に係る

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第13項に規定する自立訓練を行う事業

イ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業

ウ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業

エ 障害者総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア～エ 略

オ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る

事業

カ～ク 略

(8)～(11) 略

事業

カ～ク 略

(8)～(11) 略

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方消費税の税率) 第72条 地方消費税の税率は、 <u>78分の22</u> とする。	(地方消費税の税率) 第72条 地方消費税の税率は、 <u>63分の17</u> とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県税条例第88条及び第208条の2の改正規定 規則で定める日

(2) 第2条並びに次条及び附則第3条の規定 平成26年4月1日

(3) 第3条及び附則第4条の規定 平成27年10月1日

2 前項第1号に掲げる規定は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）が施行されないときは、施行しない。

（個人の県民税に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第24条の4第2項の規定は、所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用する。

（地方消費税に関する経過措置）

第3条 新条例第72条の規定は、平成26年4月1日以後に事業者（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び同日以後に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び同日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例第72条の規定は、平成27年10月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（規則への委任）

第5条 附則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日が平成25年4月1日後となる場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。